

ソーシャルネットワーキングサービス 利用要項

鳥取西部農業協同組合（JA鳥取西部）が運営するソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）では、下記の利用要項（以下「本要項」という。）を定めています。閲覧、利用にあたっては、本要項にご同意くださいますようお願いいたします。

■運営について

- 運営者：鳥取西部農業協同組合（JA鳥取西部）（以下「当組合」という。）
- 運営内容：当組合の事業活動の取り組みなど様々な情報を配信します。
- 当組合が投稿する時間帯：8:30～17:00（土日、祝日、年末年始12/31～1/3および当組合が定める休業日を除く）。なお、それ以外の日時においても投稿する場合があります。
- 運営期間：当組合が運営するSNSは、予告なく運営を終了、または削除する場合があります。

■投稿へのコメントに対する返信について

当組合が運営するSNSに投稿されたコメントについては、基本的に回答いたしません。

■基本情報へのアクセスについて

ユーザーによる当組合が運営するSNSへのファン登録をもって、本要項に同意いただいたものとみなし、ユーザーが公開している情報（ユーザーの名前、プロフィール写真、性別、ネットワーク、ユーザーID、友達リストなど、公開されているアカウントやプロフィール情報）へのアクセスを許諾したものとみなします。

■禁止事項について

ユーザーにより当組合が運営するSNSに投稿されたコメントの内容が以下の事項に該当する場合、投稿の削除やアカウントのブロックを行う場合があります。

- 当組合を含む第三者になりすます行為
- 本人の承諾なく、個人情報を特定、開示、漏洩するなど第三者のプライバシーを侵害する行為
- 当組合又は第三者に不利益・損害を与え、又は与えるおそれがある行為
- 当組合（当組合の役員又は職員を含む）又は第三者を差別もしくは誹謗中傷、侮辱し、名誉を毀損する行為
- 当組合又は第三者の製品やサービスを誹謗中傷する行為、又は事実に反する製品やサービスの情報を投稿又は送信する行為

- 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する行為
- 有害なコンピュータープログラム等を投稿または送信する行為
- 著作権その他、当組合または第三者の知的財産権を侵害する行為
- 犯罪を構成もしくは誘発する情報等、またはそのおそれのある情報等を投稿または送信する行為
- 法律や法令、公序良俗に反するまたはそのおそれがある行為
- 事実に基づくことなく、当組合又は第三者と何らかの提携又は協力関係にあるものと誤認を生じさせ、又は当組合若しくは第三者リンク元のサイトを認知、保証、支持若しくは推奨しているとの誤認を生じさせる行為
- フレームリンク等、当組合のSNSの明確性が損なわれる形のリンクを行う行為
- 投稿がアフィリエイト・広告・宣伝目的のもの（外部のサイトに誘導された場合に、そのサイトがアフィリエイト・広告・宣伝目的のものも含む）
- 当組合のSNSの趣旨に関係のないもの
- その他、当組合が不適切と判断するもの

■ 免責事項について

- 当組合は、SNSにおける情報の正確性、完全性を保証致しません。
- 当組合は、ユーザーにより投稿されたコンテンツ(コメント、写真、動画等)について一切責任を負いません。
- 当組合は、ユーザーがSNSを利用したこと、または利用できなかったことにより、被ったいかなる損害について一切責任を負いません。
- 当組合は、SNSに関連して生じたユーザー間のトラブルまたはユーザーと第三者との間で生じたトラブルについても一切責任を負いません。
- 投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは当組合に対して、投稿コンテンツを、全世界において無償で非独占的に使用（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む）する権利を許諾したものとし、かつ、当組合に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- 当組合が運営するアカウント以外に同名称を掲げたアカウントがある場合、当組合は一切責任を負いません。
- 当組合が運営するアカウント内において成りすましによる発言があっても、当組合は責任を終えない場合があります。
- SNSは、外部のシステムによって運用されておりますので、当組合はSNSのシステム運用状況に関しては一切お答えすることができません。また、SNSに提供されているソフトウェアやアプリケーションの機能、ご利用方法、技術的なご質問などに関しても、一切お答えすることができません。

■個人情報の取り扱いについて

当組合がユーザーから個人情報を取得する場合には、当組が定めるプライバシーポリシーに基づいて取り扱います。

■本要項の変更について

当組合は、本要項を予告なしに変更する場合があります。

■準拠法および裁判管轄について

本要項は日本法に準拠し、紛争が生じた場合は当組合の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

■お問い合わせについて

当組合および当組合が運営するSNSに関するお問い合わせやご意見等については、当組合公式ホームページのお問い合わせページをご利用ください。

■改廃

この要項の改廃は、組合長が行う。

附則

- 1 この要項は、平成26年4月23日から実施する。
- 2 この要項の変更は、平成29年12月15日から実施する。